

## 鈴鹿市地域福祉計画審議会の公開について

### 審議会等の会議の公開に関する指針

#### 1 趣旨

この指針は、鈴鹿市情報公開条例（平成13年鈴鹿市条例第29号。以下「条例」という。）第37条の規定に基づき、附属機関及びこれに類するもの（以下「審議会等」という。）の会議の公開に關し必要な事項を定めるものとする。

#### 2 対象とする会議

この指針の対象とする審議会等の会議は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき設置された附属機関及び附属機関以外の会議（鈴鹿市意見聴取等のための会議に関する規程及び鈴鹿市教育委員会意見聴取等のための会議に関する規程に規定する会議）とする。

#### 3 会議の公開の基準

審議会等の会議は、原則として公開する。

ただし、次に掲げる場合であって当該会議で非公開を決定したときは、この限りでない。

- (1) 条例第7条各号に定める非公開情報が含まれる事項について審議、審査、調査等を行う会議を開催する場合
- (2) 会議を公開することにより、当該会議の公正又は円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

#### 4 公開・非公開の決定

- (1) 審議会等は、3に定める公開の基準に基づき、当該審議会等の会議の一部又は全部の公開・非公開を決定する。
- (2) 審議会等は、会議を公開しないことを決定した場合には、その理由を明らかにしなければならない。

#### 5 会議開催の事前公表

審議会等の会議を開催するに当たっては、広報誌、掲示板等の活用により、次の事項を周知するとともに、当該会議の開催の1週間前までに、第1号様式を用いて総務課に依頼し、本市ホームページに掲載するものとする。

ただし、会議を緊急に開催する必要が生じた場合は、この限りでない。

- (1) 会議の名称
- (2) 会議の開催日時
- (3) 会議の開催場所
- (4) 予定議題
- (5) 公開・非公開（非公開のときはその理由）
- (6) 傍聴者の定員
- (7) 傍聴の申込み方法
- (8) 問い合わせ先

#### 6 会議の公開方法

- (1) 審議会等の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に当該会議の傍聴を認めることにより行う。

- (2) 審議会等を公開で行う会議においては、傍聴を認める定員をあらかじめ定め、会場に一定の傍聴席を設けるものとする。また、傍聴者に会議資料（条例第7条各号のいずれかに該当する非公開情報が記載されている部分を除く。）を配布するよう努めるものとする。
- (3) 審議会等の会長等は、会議を公正・円滑に運営するため、会場の秩序維持に努めるものとする。
- (4) 審議会等の会長等は、報道機関の取材活動について十分配慮するものとする。

## 7 会議等の結果の公開

- (1) 審議会等は、開催した会議の議事録又は議事概要（以下「議事録等」という。）を速やかに作成するものとする。
- (2) 審議会等は、議事録等に会議で配布した資料、委員名簿等を添え、第2号様式を用いて総務課に依頼し、情報公開コーナーでの閲覧に供するとともに、本市ホームページに掲載するよう努めるものとする。

## 8 その他

この指針に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

## 9 附則

この指針は、平成14年6月1日から施行する。

附則

この指針は、平成27年11月30日から施行する。

附則

この指針は、平成28年4月1日から施行する。